

別表第2(第2条関係)

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1第85号に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表第86号に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表第87号に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて区長が指定するもの(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)		5,800円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,800円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,800円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 94,700円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 119,000円
	(イ) 非住宅部分(基準省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,300円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,500円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,600円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,300円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 188,000円

## (2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,700円	
			当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	22,200円	
	仕様・計算併用法(住宅部分の外皮性能を、誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)を基準省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		30,100円	
				当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	33,200円
		標準計算法(基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この表において同じ。)による場合		当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円
当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	44,900円				
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,700円	
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,900円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	120,000円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの	183,000円	
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	59,800円
			仕様・計算併用法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	100,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	175,000円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	256,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	304,000円

	標準計算法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	81,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	329,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	390,000円
(イ) 非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び基準省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	129,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	276,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	361,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの	434,000円
		標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		334,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		431,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		615,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		758,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの		896,000円

備考 手数料について、住戸の数が1である複合建築物(住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。以下同じ。)の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。